

Title	封建権力の商品統制(上) : 阿波藍の場合
Sub Title	A trade policy of Daimyo Government with special reference to Awa-Han (阿波藍)
Author	三木, 雄介(Miki, Yusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.4 (1967. 3) ,p.89(533)- 113(557)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670300-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

封建権力の商品統制（上）

— 阿波藍の場合 —

三 木 雄 介

はじめに

近世の専売制度の研究は、戦前の堀江保蔵氏の業績をはじめとして、戦後は吉永昭氏の精力的な仕事を中心に、かなりの成果が積み重ねられてきている。堀江氏の功績はその型態的な整理⁽¹⁾にあり、吉永氏はその堀江氏の築かれた基礎の上に立つて数多くの具体的事例を掘り下げ、かつそれらを戦後の近世史研究の流れの中に、的確に位置づけてこられたといえよう⁽²⁾。しかしながら、専売制の研究は結局は封建権力と商品生産との関係についての研究の一環をなすものであり、それを離れて独自の市民権を主張しえないことは自明の理であろう。それ故、具体的事例の研究の深化にともない、もはや専売制度の視角からは捉えることのできない面があらわれてきている感を抱かざるをえない。それを正確にそして前進的に捉えてゆくためには、再び権力と生産・流通との関係という視点に立ち帰る必要があるのではないかと思われる。堀江氏の専売制についての詳細な規定より外れた、いわゆる専売類

似の仕法をも広く包含する研究視野をわれわれは求めねばならぬであろう。そしてこの広い視野の中で個々の事例を取上げる時、あらためてそれが専売制であるか否かを問うことは有益であろう。なぜならば、もしその事例が専売制を志向しながら、専売制の原則をはなれたかたちでしか実行されなかつたとすれば、そこにわれわれは権力の変質と、それを余儀なくさせた商業資本の成熟、商品生産の成長を見出せるからである。もともと専売制という発想はすぐれて領主的契機よりするものであり、その研究からは、えてして権力と商業資本と生産者との三者の間の対抗関係という視野が脱落しがちである。この対抗関係こそが、幕藩制封建社会を崩壊に導く原動力であつたとすれば、われわれはそれを離れて専売制あるいは専売類似の仕法を論ずる訳にはいかないといわねばならない。

また、「専売制」という用語の概念規定について、それをかなり厳密に限定する考え方と、かなり包括的に考える姿勢とがある。藤田貞一郎氏は、専売制という表現は、専売という概念の経済学的意味において適当でないし、いわゆる専売制を藩国家の政

策原理全体との関連から考えていないという点において適當でない⁽³⁾と、発言されている。氏によれば、専売制の最大のメルクマールは価格決定権をもつということであるが、徳川期のいわゆる専売制は、市場（例えば大阪・江戸など）において価格決定権を全く持つていないとされる。この見解に対して、農民乃至商人の手で営まれた商品流通の過程での利益に、領主が直接その分け前を求めてくる中期以降の諸藩の仕法を、初期の直接的な専売に対する後期専売制として包括的に理解する態度がかなり一般的である。これらは重要な問題を含めながらも他面概念規定の問題であるので、ここではこれ以上立ち入らず、前述の如き立場から、専売制を堀江氏のいわれるように、領主による販売の独占と理解し、その上で権力と商業資本と生産者との三者の対抗関係に視線を据えながら、阿波藩の、その最も主要な国産物である藍に対する統制政策を検討したいと考える。もつとも本稿では紙幅と用意の都合上、主として権力と商業資本との関係を扱うことになり、生産者の面からの分析、商業資本そのものの分析はかなり捨象されることを前以てお断りし、その研究はあらためて他日を期したいと思う。

註

(1) 堀江保蔵「我国近世の専売制度」「国産奨励と国産専売」参照。

(2) 吉永昭「商品流通と専売制度」(歴史学研究二二九所収)「専売制度について」(明治維新史研究講座第二卷所収)

「藩専売制度の基盤と構造」(日本経済史大系 近世下 所収)「国産会所仕法の成立と展開、その一〜三」(相模女子大学紀要所収)の諸論文参照。

(3) 藤田貞一郎「近世経済思想の研究」一八一頁。

一 領内における藍統制の進展

1

江戸時代最も主要な染料であつた藍は、その生産額と領外移出額において、阿波が圧倒的な地位を占めていたことは、もはや周知の事実であろう。阿波藍に関する研究は、それを流通面に限つてみても二三にとどまらないし、藍作農民の経営については、かの有名な「阿波型」という類型を生み出した戸谷敏之氏の論考がある⁽¹⁾。これらの論考の多くが阿波藍研究の水準を高めてきたことは疑えないが、今日の時点から見て訂正されるべき誤りもかなり見受けられることもまた否めないものである。本稿ではこれら先学の驥尾に付きながら、折にふれて卑見を述べ、少しでも正確な歴史的事実を積み重ねて行きつつ、所期の目的に近づいて行こうと思う。

いうまでもなく、商品統制を中心とした藩経済政策の研究は、吉永昭氏のいわれるように⁽²⁾、「まずその藩自体のもつ独自の経済構造の特質および農民の存在形態の分析」から始めねばならない。阿波藩の経済構造については、われわれはすでに森泰博氏の論考を持ち⁽³⁾、筆者も前稿「阿波藩札考」において論及した。森氏

は阿波藩においてもその再生産構造の鍵となるのは米穀であり、藩の高米価政策によつて藍作は不利となり相対的衰退が見られると説かれる。藩財政においても安永八年の收支見積書から、藍玉よりの益銀が売払米収入に比して少額であることを検出して、藍玉の寄与を相対的に低く評価する。この森氏の論点は斬新で説得力に富むのだが、それでは藩の高米価政策を可能ならしめたものは何であるかと問う時、やはり藍生産の領国経済構造における重要性は否定しえないのである。なぜなら、高米価政策は藩主及家臣の払米を有利にし、高持米作農家の収入を増加せしめ各種の形態における貢租の増徴を可能にする。反面、藍作農家は森氏の説かれるように労賃の上昇と、年貢負担の実質的増大になやまされる。しかし、藍作農民がそれを吸収しうるならば、藍作こそが領国再生産構造のかなめと考えられるべきである。そしてそれは領国内の社会的分業を促進する。事実藩当局は藍作の振興移出に努力を払い、領国経済の基盤をそこに求めようとするのである。藍作農民の收支については、戸谷氏の計算例とそれを修正した大槻弘氏のものがあるが、これは必ずしも正鵠を射ているとはいえない。例えば戸谷氏は嘉永—安政期の「農家收支のイデアールテュプス」を示したのち、宝暦期の藍作農民の收支を次のように計算されている。(一反当り)

収入	葉 藍	五〇貫	銀三九〇匁
支出	肥料	一〇〇匁	
	諸造用	四〇匁	

封建権力の商品統制(上)

剰余

二五〇匁

そして、これから反当り麦二斗五升程の年貢諸負担を考慮に入れても藍作はかなり有利であつた。もつとも反当り収量五〇貫は多すぎ、各記録の平均をとつて、三三貫としても銀一一七匁余の収入となり、安政度の田作農民の収入と比較して格段に有利であるといわれる。藍作はこのように有利ではあるが、作柄・市況の浮動性が強く、金肥購入のため多額の貨幣を借入れるから、凶作や暴落に見舞われた場合、負債を償却できなくなるし、高利の債務は彼らの転落を加速化する。主穀作が貧困な地域に植えられた商品作物は、それ自体が如何に有利であろうと、農民経済を分解こそすれ、それを改良しない、というのが氏の藍作に対する結論である。しかし、ここで容易に気付くことは、氏は少くとも藍作の收支計算と結論との間に何らの論理的つながりをも設けえなかつたということである。氏の藍作の收支計算からは、論理的にかかると結論を引出すことは不可能である。その上、この收支計算における年貢反当り麦二斗五升というのは過少である。氏はこれを「農家收支のイデアールテュプス」のうちの「知行地に於ける自作農の反当り收支計算(二毛作田)」における夏年貢二斗五升七合より適用したものと推察するが、ここでは明らかに秋年貢米四斗二升五合も併記されているのであつて、これが二毛作田の例であることから、藍作の行われる畠に適用するのは当を得ていない。

これらを修正し、藍作税をも加算して、大槻弘氏は次のような

計算例を示される。⁽⁷⁾

収入	葉 藍	四〇貫	銀三一二匁(貫当り七匁八分)
支出	肥料代		一〇〇匁
	諸造用		四〇匁
	貢租	六斗六升九合	三七匁八分(石当り五六・五匁)
	藍作税	(葉藍収獲 高の四割)	一二四匁八分
計			三〇二匁六分
剰余			九匁四分

藍の前作に麦、後作に大豆があり、他藩ではあまり例を見ない麦年貢が課せられたが、しかし、もし藍作税がかげられなかつたならば、藍作はきわめて有利であつたろうと氏は述べて居られる。

氏がここで適用された貢租六斗六升九合は、戸谷氏の前記の諸計算例のうち、「上中下田畑平均一反に於ける自作農の収支計算」から援用されたものだから、年代的な懸隔はあるものの一応妥当であろうが、「藍作税葉藍収獲量の四割」というのは誤解である。これはまず「阿波藍沿革史」⁽⁸⁾に「葉藍の収獲に対し、藍作人より四歩掛の藍作税を徴収することとした」とあるのを参照されたのであろうが、これは「阿波藍沿革史」⁽⁹⁾の誤りであり、その直後に引用されている史料のように「玉師並紺屋其外買置人共、葉藍相調候歩相上納之義、兼而被仰付置候通、買人より二歩、売人より二歩、都合四歩被召上候」というのが正しい。すなわちこれは藍作税ではなく葉藍取引税であり、売人である藍作人は二歩の上納である。また、この四歩というのは、他の史料より類推するに四〇

%ではなくして四%であるべきであり、大槻氏の計算は大巾に狂つてくる。しかも両氏の計算はともに麦・大豆などの前後作を無視しており、わずかに解説において言及しているに過ぎない。それ故両氏の計算を基礎としてこれに修正をほどこして考えれば、藍作の有利性は極めて大きなものとなるのであつて、森氏の説かれる高米価政策による藍作農民の不利をも容易に吸収しうるように見える。森氏自身の計算によれば、藍作が田作より有利になる条件は、他国米相場が、石当り五二・四匁以下になることであるとされる⁽¹⁰⁾。しかしここでは、田作を反当り二石と見積つており、藍作の方は、いわゆる藍作人(葉藍を作る農民)でなく、玉師(葉藍より藍玉を製造する農民)の収支を計算して、森氏も記されているように、藍玉一俵当り銀七〇匁という計算は低すぎるといわねばならない。田作の反収二石は、裏作としての麦などを計算に入れていふものと思われるが、藍作畠の方は前後作が含まれていない。それ故、高米価が藍作農民をして田作に比して相対的に不利にさせる事は肯けるが、その限界条件はやや藍作の不利を強調しすぎている憾がある。氏はまたこの裏付けとして、田畠売買の資料から、一七三一(享保一六)年から一七五〇(寛延三)年にかけて畠が高くなり、一七五一(宝暦元)年——一七六〇(宝暦一〇)年あたりを境として、一七七〇(明和七)年以降低落するが、田地の方は殆ど変動がないことをあげて居られる。これは板野郡吹田村というかなり藍作を行つていた村における資料であるが、件数が少い上に、一七九〇(寛政二)年までしか示されて

手償たるべく候——とある限り、十五万俵分の俵懸銀を一般会計へ差出すものであり、それ以上の分は藍方役所へ積立てて置き、藍師などへの貸付に運用されるのである。「阿波藍沿革史」によれば、明和三年に藍制改革が行なわれ、藍方の利益銀は第一年度は四二〇貫目にとどまつたが、第二年度七六七貫五〇〇目、第三年度七九七貫七〇〇目の収入をあげたとしている。⁽¹⁴⁾ また同書によつて文久初年の藍方留保銀を見ると、約一万五千貫となつてゐる。第四に、移出藍玉一俵の代銀のうちから、銀一〇匁づつ藩札と両替させる行着銀仕法と称するものがあつたが、これは銀札場の取扱いだから一般会計には姿を現わさないし、厳密に言えば両替であつて収入ではない。しかし、年間十五万俵の移出として、銀千五百貫目の正貨獲得であり、事実上は収入である。以上、直接的な数字によつて森氏の所論を批判したが、藍作及び藍玉流通はこれらの税収入のみがメリットではない。藍作農民の高収益が高米価政策を可能ならしめる効果については先述したが、移出藍玉の代銀が江戸における藩主の経費を賄う利益と、代銀が正貨のまま領国へ流入してくる経済効果ははかり知れないものがある。それらについては省略に従い、ここでは藍による収益が必ずしも森氏のいわれるように低く評価されるべきものではないことを述べるにとどめよう。

藍作農民の存在形態について、われわれはいまだ見るべき研究に接していないが、藍作農村の形成過程及び構造については、大槻弘氏・沖野舜二氏の興味深い論考を有している。⁽¹⁶⁾ 両氏とも阿波

藩独特の夫役台帳である「棟附帳」を使用して、所持石高による階層別構成を検出されているのであるが、検地帳によらないで棟附帳を使つた点は⁽¹⁷⁾ 検地帳がそのまま現実の農民の経営を表現するものといえないという認識からくる配慮であろうと思われる。しかし、棟附帳もまた、その石高記載にどれ程の現実性があつたか、疑わしいものといわねばならない。前述のように棟附帳は夫役台帳であるが、各家の肩書に石高が記載されている。大槻氏は延宝二年の名東郡井戸村の棟附帳の記載内容を例示されているが、それによると⁽¹⁸⁾ 沓家(本百姓)のみに持高が記載され、小家(血縁又は譜代の下人の別家したもの)はすべて無高である。氏も「棟附帳に持高を記載された者は沓家とよばれる者に限定されているが、これに対し検地帳に登録された者はおそらく小家以上の者であろう」と説明を加えられている。そして次に、名西郡尼寺村の正徳五年と安永九年の棟附帳を比較し、⁽¹⁹⁾ 沓家小家構成はほとんど変化していないが、無高(小家)の大半が高持になつたと指摘され、「とくに棟附帳の記載様式がかわり、かえつて同帳に持高を記載された者は沓家にかぎられていたのが、安永九年では小家にも記載され、さらに文化期になれば持高に関する一切の記載がなくなるのは、高持小家の成立とうらはらの関係があると考えられる」とつけ加えて居られる。筆者の手許にある享保十二年海部郡相川村の棟附帳⁽²⁰⁾ でもすでに、庄屋附属以外の小家には持高が記載されている。正徳二年と享保十二年との間(十五年間)に小家が一斉に高持になつたとも考えられないので、これは記載様式の単

なる変化であり、現実には正徳以前にすでに小家は壹家より離れた経営を開始していたと考えても奇異な点はない。とすると、大槻氏の作成された延宝・正徳・安永の石高階層別構成の比較による考察は当を得ていないことになる。

また、大槻氏は藍作地帯の農村のみを検討され、藍作の発展が下人・小家の解放をささえ、中農層の進出を経済的に維持したのであると結論されているが、非藍作農村においても同様な過程を検出し、大槻氏の所論に批判を加えたのが、沖野氏の論考である。氏は多くの棟附帳を用い、藍作農村と非藍作農村とを比較されたのであるが、石高階層別構成・家構成・下人買入の問題について、換言すれば農村構造についてはほとんど異つたところはないと述べて居られる。氏は、「藍作地帯農村構造が、非藍作地帯農村構造に波及したとするならば、少なくとも両者の間には時間的遅速の差が顕著に統計の上に出るはずであろう」が、統計は全くそれを示していないと結論される。確かに氏の如く多くの棟附帳の分析よりする論考は説得的であるが、筆者は殊に藍作の如き貨幣経済に捲き込まれた農民の経営は、石高所持によつて表現されるものかどうかに疑問を持つが故に、両氏の所論をそのまま受入れることにためらいを感じる。しかし遺憾ながらそれに反論を加えるだけの地方史料の用意がないので、若干異つた方向から藍作農民の経営と存在形態を浮彫りにして見よう。

阿波藩の貢租体系については未開拓の部分が多い。戸谷敏之氏が「農家収支のイデアールテュプス」において引用・整理された

封建権力の商品統制(上)

安政期の豪農の建議書よりする収支計算では、蔵入地一毛作田における自作農の場合、反当り平均石高一石、実収量一石六斗、年貢二斗七升四合、地役(米換算)一斗二升九合四勺となつている。すなわち年貢率二割七分四厘、地役を含めても四割ちよつとに過ぎない。これが二毛作田となると実収量に麦一石三斗が加わり、その分として麦年貢一斗九升四合が余計に賦課される。これらの数字よりすると、阿波藩の年貢率は極めて低かつたように思われるが、これと異なる史料も多い。「元居書抜、御蔵所勘定方林方御検見人の部」⁽²¹⁾元禄七年二月の、御蔵奉行の「御検地之儀ニ付御窺申上覚」の中に、「一、自今以後御蔵入ニ相極候村々御検地之義、只今迄ハ四ツ請ニ仕来候得とも、此已後ハ不限四ツ請ニ其村之趣高請ニ可被仰付哉之事」とあり、それに対して仕置家老が裁可を与えていることから見て、元禄七年以前は蔵入地の請は四つであり、以後はその村々により請を増減したことが知られる。この四つ請というのは、かなり一般的であつたようで、宝暦十三年の「名西郡入田村仮御検地帳」⁽²²⁾には次のように記載されている。

「(前略)

畠数合 三町九畝貳拾四歩

高合 七石六斗四升七合

米 三石貳斗八升八合 京升

麦 壹石壹斗四升七合

御請取秋納升四つ成

麦高石ニ壹斗五升懸リ

矩揃

下畠 壹町九反貳畝三歩 三斗

下々畠 七反貳拾壹歩 貳斗

下々下畠 四反七畝 壹斗

(下略)

阿波藩では二毛作田と畠には米年貢の外に麦年貢が賦課される。しかし、二毛作田においては外麦と称して請以外に加算されるのだが、畠に対する麦年貢は内麦と称して、請の内において米に代用して納入されるものようである。上記の例は内麦で、これを米に換算するには三分の一にして三斗八升二合となる。納升⁽²³⁾というのは京升に直すと二割増になるので、高に対して四割八分で、三石六斗七升が物成である。すなわち、物成三石六斗七升より米換算の内麦三斗八升二合を差引けば米年貢が求められる。沖野舜二氏は「その他に御蔵地では一俵(五斗入)につき二升三合の欠損料が見込まれ、また夫役(後の夫役銀である)といい、一石につき六升の加徴米があつたことは(中略)これらを加えると総計一石につき五斗八升六合の税率になる⁽²⁴⁾」と説明されている。藍は畠、それも主として下畠以下に栽培されるので、藍作農家を対象にする場合、畠の租率と石盛が問題となろう。租率は上述の通りで、特に田と変りはないが、石盛は「矩揃(かねぞろえ)」にあるように、畠はかなり低くなっている。もちろん、領内一率ではなく、同村内にあつてもその地域によつては、同じ等級の田畠でもその石盛には多少の差がある場合も多い。全国的

に概観すれば、畠は田より二斗落ちが一般のようであるが、阿波藩では多くの差があると思われる。「徳島県史 第三卷」に例示⁽²⁵⁾されている正徳——元禄期の各村の石盛は、上田が二石乃至二石一斗、上畠が九斗乃至一石二斗である。このような極端な差がどこからきたかという点、考えられるのは、田が二毛作の場合である。しかし、前述のように二毛作田には外麦が徴収されるので、この石盛はかなり過酷であると思われる。しかも、畠も例えば藍の前作に麦、後作に大豆などと、能率的に植付けられるのであるから、二毛作田に比してさほど収量が劣ると思われぬ。それ故、畠の石盛は相対的にも、また、全国一般よりも低いように考えられる。これは、藍の如き商品作物がまだ一般化する前の、米作を至上視した時期の検地のなごりではなからうか。前にも引用した「元居書抜」中の、御蔵奉行の窺い書には、「一、田方斗代高ク嶋方は斗代卑ク候段、古来より之成行ニ御座候得共、時節ニもより可申事ニ候間、向後ハ嶋方之斗代了簡仕候様可被仰付哉之事」という箇条があり、仕置家老はこれにも裁可を与えている。これは元禄七年の決定であるが、これが直ちに実行されたようには見えない。「徳島県史」の例示は、元禄十四年と正徳四年の石盛であり、それでさへあのような差異があつたのである。承応四年の検地帳⁽²⁷⁾(海部郡木岐浦)より例を求めれば、中田が九斗、中畠五斗である。上田はないが上畠は八斗となつている。「徳島県史」の例では、中田一石一斗乃至一石四斗であり、中畠六斗乃至九斗である。これは海部郡木岐浦の田が深田のため一毛作であつ

た故と考えられるが、畠はやはり異常に低い石盛である。これから見ると、元禄十四年には、七年の決定によつて、いくら畠の石盛があげられていてもいえよう。森泰博氏によれば、藍作の中心地板野郡住吉村では、畠のみで慶長九年高四〇〇石、寛永十二年四九〇石、寛文七年八二七石、正徳元年一三四四石と打直増石になつていといわれる。⁽²⁸⁾この中には新開も含まれていようが、正徳の増石分は、この期に住吉村のあたりでは新田が減少していることから考えて、殆ど打直し又は石盛の増量によるものと推定される。享保十一年の海部郡西油岐浦「簾林御検地帳」⁽²⁹⁾では上畠一石とふえていないが、享保十二年の「板野郡奥野中富徳命藍作見分合毛付」⁽³⁰⁾には、「上畠壹九」とあり、これは上畠の石盛一石九斗を表わしているものである。この二例の差は、後者が藍作地帯であることに原因があるものと見られる。すなわち、遅くとも享保十二年には、藩は藍作地帯の畠の石盛を急激に高くして、地代よりする藍作利益の収奪を企図したといえよう。

検地自体について言及すれば、阿波藩ではいわゆる太閤検地が実施されたかどうか疑問である。蜂須賀家政は天正十三年の入封直後検地を命じているが、沖野舜二氏はこれを指出検地とされ、慶長八年の幕命による検地が実地の丈量による検地であるといわれる。⁽³¹⁾しかし管見によれば、天正検地の石高と慶長のそれとは同じであり、一方を指出、他方を竿入れとするのはおかしい。また、幕命の間竿は六尺一分であるが、阿波藩においては六尺五寸である⁽³²⁾ことに注目する必要がある。繩のびを考慮せずに比較すれば、

阿波藩の一坪は幕府の一坪の一・一七倍の広さをもつこととなる。また「註23」において触れたように、阿波藩では「納升」を使用しているので、これが京升に対して六分の五の容量であるとすれば、阿波藩の石高はそれだけ低く見積もられている訳である。この間竿と納升による阿波藩の反当り一石は、幕府公定の間竿と京升とによる反当り一石に対して、約一・四倍となる。つまりそれだけ阿波藩の検地は寛容であつたといえるのである。その上、前に引用した元禄七年の御蔵奉行の窺い書に、「一、古新田畠共土之善悪ヲ考合毛を以矩定ル義ニ御座候、向後合毛式割宛御宥免可被成哉之事」⁽³³⁾とあり、裁可を得ているし、「拜知手引草」⁽³⁴⁾にも「一、御蔵所検法に中古以前は式割宛余宥を付候得ども夫に而上々田下々田に而余宥平等不成作法少く迷惑仕旨に而正徳未年⁽³⁵⁾相窺左之通相極歌に「壹升に足れば余宥を三合引足らぬは三合五勺引なり」是は秋合毛之事也表は一統三合宛引也(中略)此歌は壹歩之糶之事也」とあるのよりも知れるように、坪刈の時一坪の糶収量より二乃至三・五割も控除して石盛を決定している。阿波藩の石盛は実収量の六・五乃至八割と見てよいことになる。「註11」にあげたように、享保六年の阿波国の田は一一八一八町、畠二〇四三九町であり、淡路国は、田五九一五町、畠二七〇〇町である。これに対して享保十五年の実高は阿波二七九九〇二石、淡路一二七六一一石である。⁽³⁶⁾阿波の反当り平均石高は八斗七升弱であり、淡路は一石四斗八升強となる。淡路の石盛の高いことは、田が畠の二倍以上あることや、阿波藩にとつて幾分植民地的な存

在であり、収奪がそれだけ強化されていたことに原因があると考
えられる。「府県史料」明治十二年物産調によれば、米・糯米合計
二六万二千石、大麦・小麦・裸麦合計二九万四千石強となつてお
り、旧藩時代の徴収基準である麦三石Ⅱ米一石の割で両者を換算
合計すると、三六万石となる。同物産調にはこの外、代価一〇万
円以上の物産として、粟二万七千石、大豆四万五千石、藍葉三千
二百五十万斤(二〇三万貫)が記載されている。この作付面積は、
田二二二一五町、畠二五五七四町となつている。田畠合計四八七
八九町にて三六万石の生産とすると、反当り平均石高は七斗四升
弱となつて、その生産力は享保期よりも低下しているかに見え
る。しかし、粟・大豆・葉藍もそれぞれ石盛には含まれているわ
けで、例えば次の藍の斗代極め方などはそれを物語るものであ
る。⁽³⁶⁾

「反に付三拾五貫 但二十貫を五拾貫迄も有之
相場二貫五百替但七八百を三貫四貫位迄も有之
三十五貫之積は藍一坪に付百拾六匁六分六厘

此藍三貫五百替に而 代百目

米に而一石四斗八合 石に七拾一匁替

粃に而二石八斗一升六合 此合九合三勺八才

右合積を以地盤へ引比斗代請極る 検見等之時積合同断

これにより、葉藍二〇三万貫(これは例年よりかなり減作と推定
されるが)⁽³⁷⁾を換算すると米五万八千石となる。粟・大豆などは一
応除外して、米麦と葉藍とを米に換算して合計すると四一万八千

石となり、反当り平均石高は八斗五升弱となる。これらから考え
ても、享保期の阿波国平均石盛八斗七升弱は寛容どころか、明治
と享保の生産性の差を考慮に入れるとき、かなり厳しい検地によ
つて決定されたものと見ることも可能である。すなわち、阿波全
体の平均的生産性はそれ程高いものではなかつたといえる。し
かし、藍作農民に限つていえば、上記の斗代極め法が、このまま
の計算方法でストレートに石盛決定に使用されるのではなく、前
にも述べたように畠方の斗代はむしろ低いものであつたのだか
ら、貢租面では余裕を残しえたと考えてよいと思う。藍作農民に
対する収奪は、高米価政策と流通過程よりするものにと、その特
色を見出し得るのである。

以上は主として藍作農民の貢租について考えてきたが、ここで
注意すべきは、いわゆる藍作農民は、藍作人と藍師とに分けられ
るということである。藍玉の原料である葉藍を栽培収穫するもの
が藍作人であり、葉藍をもつて藍玉を製造しこれを販売する者を
藍師という。藍師も大藍師と小藍師とに分類され、前者は他国売
まで行すが、後者は内国売のみで(大坂は除く)である。もつと
も、藍作人・藍師を兼ねるものもあるが、玉師株が設定されてか
らは、その数は制限せられたと考えられる。葉藍栽培と藍玉製造
とを兼ねた場合の農民の收支計算はまた異なつたものとなるのは
勿論である。少し時代は下るが、寛政二年の記録には次のように
なつている。⁽³⁴⁾

「一 中之上藍玉甚儀式拾貫目入

此葉藍代百目

外に五匁 寐世造用

同 七分 繩俵代

同 三分 川端迄付賃

同 五分 川舟運賃

六匁五分程 藍玉壹俵に付手元造用

同 三匁五分 三步五厘懸り

代百目に付

同 四分 欠引

同 式分 水上仲仕賃

同 壹匁壹分七厘 御口銀 壹俵に付

同 七分 行着銀(寛政期には一俵に付七分徴収に変更されている)

同 九厘三毛 御分一所帆割

同 壹匁壹分 兵庫迄運賃

同 三匁六分五厘 兵庫江戸迄運賃

合百拾七匁三分壹厘三毛程

外に式拾三匁五分 徳用式つ割

尚合百四拾目八分壹厘程

これは江戸積出の大藍師の支出積りであるから、小藍師の場合、手元造用六匁五分とあるところまでが入費として適用されよう。それを前掲の藍作人の収支計算と考え合わせれば、藍作・藍玉製造を一貫して行ふ藍師の収支が推察されよう。享保期に葉藍取引

税四%が徴収され、玉師株が設定されてから何らかの冥加銀をも徴収された可能性があるが、これは証拠がない。上掲の記録中、「三步五厘懸り」は俵懸銀と称する物品税で明和三年よりの課税であり、「徳用式つ割」は利益二割を意味している。また幕末の記録と推定される「藍算法及沿革」³⁹⁾には、「葉藍為寐方大綱積」として、「一 葉藍三拾俵 正味三百九拾貫程 此玉成り 上仕立拾壹式俵位 中仕立 式拾壹式俵位 下仕立 式拾八九俵位」とあるから、藍玉一俵二〇貫として、葉藍三九〇貫から、平均約四〇〇貫位の藍玉がとれることになる。⁴⁰⁾藍玉の方が多量になるのは、砂を入れて増量させるからである。安政三年の記録には葉藍五七〇貫で藍玉六八〇貫を、また他の史料には葉藍八七〇貫で藍玉六八〇貫・染^{スヰモ}(半製品であるが、そのまま染料として使用しうる)二一三貫をそれぞれ製したとある。森泰博氏の引用された住吉村組頭庄屋の「申上ル覚」⁴²⁾には、「島一反 此出来藍玉凡三俵」となっていて、一反の葉藍収量四〇貫として、藍玉六〇貫を作ることになる。この記録の年代は明らかでないが、藍玉一俵銀七〇匁となっていて、これは低過ぎるようだが、在村玉師の販売価格と解しておく、森氏は解説を加えられている。前掲の寛政二年の江戸の藍価は、上級品一俵六両三步、中級品四両と一二匁、下級品三両となつている。当時一両は五九匁、六六匁替であつたといふ。⁴³⁾前掲の藍玉は中の上とあるから、五両程度と見て、六〇匁替なら三〇〇匁となり、国元利益を含めた一四〇匁の倍以上の値となつている。この利益は江戸店の利益になるわけだが、勿論、

金利なども計算されねばならない。それにしても大藍師の利益は莫大なものと推測される。井内弘文氏は、「阿波藍業の生産階級構造において注目すべき事は、藍玉の製造業者であり、同時に販売業者である藍商—大藍師の比重が非常に大きく、中産的生産層たる小藍師は小さいことである」と述べて居られる。⁽⁴⁴⁾氏の指摘されるごとく、大藍師は藍作農民に対して「先送り」と称して肥料代金を前貸しし、収獲した葉藍をもつて返済させるのである

が、この場合価格決定権が大藍師の側にうつるのはいうまでもない。しかも他国に売場を所有して先述のように多大の利益を収める可能性を有していた大藍師に対して、手作の葉藍を中心にして藍玉を製造し、これを国内紺屋及び大藍師に販売していた小藍師の収益可能性が隔絶して低いものであつたことは容易に想像しうるであろう。この大藍師と小藍師との分化がはつきりしてきたのがいつ頃であつたかという点については後述に委ねるが、大槻弘氏はこの階層的分化と対抗関係とを、宝暦六年のいわゆる「専売反対一揆」と「明和の藍政改革」との分析を通じて、描き出して居られる。⁽⁴⁵⁾

また、阿波藩では小物成は別として貢租の代銀納は原則として認められていないようである。藍作農民も一部分は麦での納入を認められても大部分は米納である。しかし、現実に米作率の低い藍作中心地帯の各郡及び山漁村⁽⁴⁶⁾においては現米納は不可能であることは、前掲の「明治十二年物産調」より考えても明かである。第一に、明治十二年の米・糯米の産額が二四万石であるとい

うことは、江戸時代には田の絶対量が約半分であつたことから、単純に計算すれば一二万石ほどと見積ることが出来る。もつとも、安永七年仕置家老池田浪江差出の收支見積書(註4)に添付されている「御両国御所務高御家中并末々迄被下置候高物成御扶持御支配御合力米とも惣約ノ高」という書類によつて要約すると次のようになつて居る。

A	両国所務米	一七五、三四六石
同	麦	六五、七八七石
B	地方取の分	七九、四二八石
同	麦	三八、九七二石
同	銀	二〇七貫三七〇目
C	両国扶持・切米	五四、〇五二石
同	麦	三七、五九〇石
同	銀	五三貫一五目
D	召上歩一麦	七、七〇三石

「明治十二年物産調」が阿波一國分であるのに対して、これは阿波・淡路二國の貢租米麦であることに注意してこれを検討すると、藩主及給人の収納米だけで約二五万五千石の米が徴収されている。現実の産米推定額より考えてもこれは不可能といわねばならない。しかも藩主収納米のうちから、蔵米給与・扶持・切米・合力米など現米渡しを差引いて四万二千石弱が残り、それを御用米・御売米にあてるのだと、池田浪江は付記している。しかし、先きにも触れたように、藍作農民・山漁村民には指紙による納

入が認められていた。これは蔵米給与・切米について発行された米切手であるから、大部分は藩士によつて売却され、農民がこれを購入して納入するのであるから、その分は空米の可能性があり、藍作農民にとつては実質的には代銀納と同じことであつた。山漁村に対しては、年貢米地払いの形式で実質的な代銀納を行つており、これも空米の可能性が強いが、それについては今は触れない。指紙による年貢納入の制度がいつから行われたか明らかでないが、管見に触れたところでは、天和三年に、

「一 麦之指紙同年八月晦日切、及九月朔日はさしかミ可為反古事

事

一 米之指紙翌年三月切、及四月朔日はさしかミ可為反古

とあつて、有効期限を長くしていることから、指紙納入制度を暗示しているのが、最も古いものである。ちなみに、寛永十六年の法令に、「夏冬支配之義蔵奉行方より指紙出、其日より十五日雖為遅参可被渡候、右之日数於延持参ハ渡義堅無用之事」とあつて、発行の日より十五日以内の通用期間では、指紙による年貢納入は困難であろうと推測される。また、延宝六年の法令に、「新御蔵え御年貢入候砌、百姓不罷出、町人罷出、米麦御蔵え入候義先年より御制法ニ御座候得共、此節猥御座候(下略)」とあつて、頼納の存在を示している。これは勿論、町人の請負上納であるから、農民から町人へ商品作物か代銀の支払が考えられるわけで、以上のような貢租納入面からも、阿波藩の特に藍作農民がこ

封建権力の商品統制(上)

の時期から貨幣経済に捲き込まれてきたことが推測されるのである。

このような紛れもない農民の商品経済化は、当然、封建権力による対応を呼び起さずにはすまない。阿波藩の、藍というすぐれた商品的な作物に対する統制を、ここでは領内に限つて考察して見よう。

2

阿波における藍作の発展については、その起源を明らかにし得ない。史料としては、

「 拜領仕銀子之事

合金式拾九匁 銀三枚分

右ハ藍方御用勤方宜敷刻、度々御褒美ニ頂戴仕、慥ニ請取申

処実正ニ御座候、以上

寛永拾五年七月三日

別宮浦 森当左衛門

樋口 茂兵衛殿

太田金右衛門殿

とあるのが、藩の統制を示す最も古いものであろう。森氏は板野郡別宮浦の政所であり、かかる中世土豪の名主層がこの時期の藩の藍作統制に振興に参与したことは意味深いものがある。なお、「藍玉取行雜記抄録」に、「阿波国藍作発端宝永二年酉年七月と伝承候事」とあり、又同記録の一文には、「寛永二酉年七月廿三日藍方発端」とあるので、「阿波藍沿革史」の著者はこの異同を

(五四五) 一〇一

考証し、前掲の寛永十五年の記録中に「藍方」の文字もあり、寛文十三年にも藍砂混和の禁令が下つていことから見て、藍方の発端は寛永二年七月廿三日であろうと断定されている。そして、以後はこれが定説になつたようで、阿波藍に言及する各書は殆どこれをとるに至つてゐる。明暦・万治の頃にその作付面積は数百町歩に及んでいたともいうから、寛永期に藍作がいくらか行なわれていたことは間違いないにしても、寛永二年に、藍作統制機関としての藍方が設置されていたとするのは早計に過ぎると思われる。寛永十五年の記録の中に「藍方」という文字のあるのは、藍方役所の存在を意味しているとは、必ずしもいえないのではないかと考える。というのは、宛書の樋口茂兵衛・太田金右衛門のうち、前者については分らないが、後者は寛永十年に海部郡の郡奉行であつて、これは藍方がまだ役所でなく郡奉行管轄の一部門を意味するの、或いは単に藍関係方面においての功績を顕彰するものであるかとも考えられるのである。寛文十三年の藍砂混和禁令は、署名者が仕置家老賀島主水であり、宛書が郡奉行であるから、ここでも藍方の存在は頭われていない。藍に対する統制は窺われるが、まだ一般政務・地方政務の中で処理されていたとしかいえない。「阿波藍沿革史」の著者は、寛永二年は乙丑で、寛永二年は乙酉であるから、その点では宝永の方がよいように見えるが、これは寛永が宝永と転々誤訛するとともに修補して酉となしたものであるといわれる。だが、「元居書抜」中の「藍方」文書は、⁽⁵⁵⁾宝永二酉年七月廿三日のものより始まつており、藍方発端

を宝永二年酉七月となし、或は寛永二酉年七月廿三日となすのは、何れも典拠はこれであろうと推定されるので、寛永二年説は誤りであろうと考えられる。また、「藍方」文書には、二番目に年号のない、午五月九日なる日付の法令があり、「藩法集三」の編者はこれを前書の宝永二年と同年としてゐるが、この署名者長谷川新右衛門が元禄十三年郡奉行であることが明らかなので、この午年は元禄十五年とするのが至当であろう。よつて、これは藍方文書中に混入してゐるものの、郡奉行の法令であり、前述のものと同様、藍方の存在を証明するものではない。

以上のように筆者は、藍統制機関としての藍方の設置を宝永二年とするのであるが、勿論それを以て藍の生産の発端時期を遅らせるものではない。藍の生産・藍玉の移出が藍方の設置より先行することは、むしろ当然である。藍に対する統制政策の開始時期をここでは問題にしているのである。それ故、商品流通税である川口銀の賦課についても、万治より宝永五年までの法令のいずれにおいても藍玉はまだ対象となつて居らず、正徳元年の法令において初めて徴収対象として出現している。⁽⁵⁷⁾このような、藩権力の藍統制への意欲の契機は何かと問うならば、先ず第一に農民的商品経済発展による地代増徴の行詰りであり、第二に新田開発の頭打ち、第三に元禄——享保初期の物価騰貴があげられよう。またこれらすべての背後に藩財政の窮乏があることは言をまたない。このような事情は各藩殆ど共通であり、阿波藩の場合については前稿「阿波藩札考」で詳説したので、本稿では省略に従う。

このような領内における統制への歩みに先行して、大坂・江戸への移出に対する統制の動きが見られるが、それは章を改めて述べることにする。領内においては、享保十八年、藍方御用場が設置され藍に関する一切の業務を管掌することとなった。宝永二年創設の藍方において、主として藍の移出に関する政策が管掌されていたのであるが、今規模を大にして新たに藍方御用場が設けられたのは、国内の藍統制、就中、葉藍の買上業務を行わんとしたためである。同年六月廿七日の、町奉行・郡奉行への通達は次の如くである。⁽⁵⁸⁾

「一(前略) 近年藍玉猥成売買も有之様ニ相聞、夫故御国中え之入銀も以前之様ニ無之、百姓共迄も及困窮、其上作付仕候ても年々売残葉藍多有之様にも相聞候、依之、此度御奉行付ニ被成、則為御奉行坂東幸左衛門被仰付、時之以相場葉藍御調上被成、藍司共望次第御売払被遣候条、関東其外諸国え売出候義勝手次第可仕候、(中略)

一先達て藍作付反数並残藍之義相触追々以帳面申出候、尚こなし立俵子ニ相成候段、其員数面付帳面相記、村切出来次第来月中御奉行共え可差出候、尤、遠郷之者共右帳面不差出内ニも売上申度者共有之候ハハ、勝手次第御場処え可致持参候(後略)

「藍玉一卷書抜」⁽⁵⁹⁾によれば、享保十八年六月廿日、次のような通達が出ている。

「一今度御用ニ付、御国中出来之葉藍御調上被仰付候、依之市

封建権力の商品統制(上)

中木原源左衛門と申者義、当分右座本被仰付候間、幸左衛門諸指図相勉候様可申付候(中略)

一高島土手外上崎弁吉亀屋六郎兵衛被遣地之内、御借地ニ被成、右葉藍御調場所被仰付候(後略)

これらの通達をもつて「阿波藍沿革史」は、この役所の主とする所が、葉藍の買集専売と製藍移出の奨励とにあつたことは明らかであるとし、以後、葉藍の専売制が定説となつて現在に至つていふように見受けられる。⁽⁶⁰⁾ それに対して、専売制の施行は認めるが、そこには販売利潤の独占策又は割込策の企図は見られないとする見解⁽⁶¹⁾、或いは、この専売制は救済の意味を有するものであり、藍政策の根本的基調をなすものは課税主義であるとす説もある。⁽⁶²⁾ また、葉藍売買の取締仕法の整備された元文五年をもつて専売制の成立と見る説⁽⁶³⁾があり、藩営による葉藍売買という一時的現象はあつたが永続しなかつたとして、専売制に疑問を抱く見解⁽⁶⁴⁾もあつて、総じてこれらといえども専売制を否定してはいない。筆者は前稿「阿波藩札考」においてこれに言及し、前掲の法文を検討した結果、これは専売制ではなくして、売残つた葉藍を御用場で買上げて藍師に払下げる、いわば滞貨買上げに過ぎないと述べた。その理由は法文の中にすでに明らかであり、「時之相場」とある以上、藍方御用場以外において一般の取引及価格形成が行なわれているわけで、御用場の買上げはあくまで自由取引によつて売残つた葉藍の救済的買上げであるとしたのである。事実、藍方御用場以外での、いわゆる⁽⁶⁵⁾相対売買を示す証拠は多く、例えば

元文二年の「葉藍売買見分御触写」⁽⁶⁵⁾に、「於村々葉藍并歩合之儀、今年も只今迄の通被仰付候、然共右売買取立上納延引、又は俵子貫目或は直段等殊之外不都合成在所も有之候、依之今年は前廉之通御場所之役人罷出候条、右売買之節役人請見分可申候」とあるのは、葉藍売買税の徴収を完全にするための措置であつて、そのことは当然相對売買を前提としている。元文六年の「新藍改帳其他諸事御触写」⁽⁶⁶⁾に、

「一当新藍俵数並貫目之義、皆懸に仕相改帳面八月十日切に藍方御役所へ指出可申候、追而売買引合致候節、貫目間違於有之は、申付様有之候条念入相触可申事

一御場所へ売立に罷出候者共、風袋之儀兼而御触之通有躰に書付、俵数指出可申候、追而買人共方風袋間違之品於申出は、風袋違之外に科銀被召上御成来候義に候条、弥正敷可仕事

一相對売買唯今迄之通勝手次第に可仕候、尤売買之節其村役人共立合見届、送手形指出可申候(中略)道送り無之俵之義は、兼而被仰付置候通、拔藍に相成候条、其段相心得可申事(中略)

一相對売歩相取立上納之義、兼而被仰付置候通、巷ヶ月切歩相帳面差出可申候(中略)

附り売買直段有躰に仕可申候(下略)

とあるのは、藍の数量把握、御用場での相對売買、相對売買自由だがその売買の證明書を添付すること、売買税の取立とそれを確

保するために売買直段を正直に申告すべきことを示し、藍方の役割がもはや売買税の取立と、それを確実にするための数量・直段の把握という徴税機関めいたものになつてゐることを示唆している。もつとも、葉藍の買上も一方では行われてゐることは、元文二年の「葉藍御買上御触写」に、「今年葉藍御買上被仰付候、依之俵数指出御用候条云々」とあることから明らかであり、翌三年にも「葉藍御買上、例毎之通被仰付候」といふ御触がある。これらが前の通りの残葉藍の買上という救済的措置であるのか、部分的にでも藩営による葉藍売買を意味するのか、決定は困難である。前記の如く御用場における相對売買を示す史料があつてみれば、御用場は問屋的な業務にも携わつていたともいえるであろう。ここに藩の専売への志向の名残りを見出すことはできても、それが完遂されなかつたであらうことは、「相對売買自由」との史料から明らかといわねばならない。それ故、藩はすでにこの時点においては葉藍専売を諦らめ、部分的には商業利潤の分け前を求めながらも、専売制に結びつかない国産奨励⁽⁶⁹⁾という政策を模索し始める。

さて以上の各史料より、葉藍売買税の存在が表面に押出されてきた。これが一般にいわゆる藍作税でないことはすでに大槻弘氏の藍作農民の收支計算を紹介するときに触れておいた。⁽⁷⁰⁾これの施行時期を明らかにする徴証はないが、享保十八年の藍方御用場設置と同時ではないかと思われる。その理由は藍方御用場がこの売買税徴収を主務としてゐるからであり、同年以前にこれを

証する史料を見ないからである。この葉藍売買税は、売買の際、買人と売人とより代銀の二步づつ差出し、都合四步のうち三步を運上とし、一步を村役人の筆紙料として、売買等見分の報酬に給与するものである。よつて、この売買税の存在も相對売買を立証し、ひいては専売制の施行を否定するものといわねばならないだらう。

このような葉藍に対する課税より一步おくれ、藍玉に対する統制と徴税が目論まれ始める。すでに享保九年、藩当局は江戸売藍商に、江戸での藍玉販売代金は江戸藩邸へ納入させ、荷主たちには阿波において為替銀を渡す制度を設けた。⁽⁷¹⁾そしてこれが享保十五年の藩札解禁によつて、銀札をもつて商品代金銀（正貨）を藩の手に収めるといふ一種の専売制に移行するが、これが順調に行われたことを示す証拠はない。そのため享保十九年、藩は「御國中より他国へ積出藍玉商売仕候代金銀御地え持参仕、於銀札場向後藍玉壹俵ニ付拾匁宛兩替仕、余銀之義は可為勝手次第候」といふ仕法を公布し、壹俵について十匁だけの正金銀吸収に後退する。これを行着銀と称するが、後にこれが二十貫目入一俵について銀七分の事前徴収に変化することは、すでに述べた。しかし、享保元文の時点においては、藩札の問題と関連してこの行着銀の徴収は重要な課題であつたので、藩当局は葉藍売買税・川口銀の徴収とともにこれを重視し、これらの徴税確保のために徹底的な生産及び流通の把握をはかるうとするのである。それは先ず享保二十年の町奉行・郡奉行への達書によつて次のような藍玉生産の

統制となつて具現する。ここでは、郡奉行に対するもののみを掲げる。町奉行宛のものも殆ど同文である。

「一御國中藍玉当年新口より村々にて出来高御用候条、来ル七月より十月迄、同十一月より来辰二月迄、兩度ニ相改、人別帳面ニ相記、郡御奉行え可差出候、茲、因右村々庄屋方にて随分正敷相改候様被仰付候（中略）且又、右藍玉売払候ハハ、時々買人方より請取手形取置可申候、追て御用ニ候、尚亦藍方目付役人村々にて被仰付、藍玉之員数相改、抜荷・抜船等遂詮義申出候様被仰付候、（中略）

一自分之藍玉之外二人ニ被相頼、於自分之宅外名代を以玉等仕義堅停止被仰付候

右は近頃藍玉積出候義猥ニ有之、藍方御役処え相知候外ニも、大坂其外諸国え之員数過分之様相聞候条、其段役人共相改、船頭共之義猶以猥ケ間敷義無之様嚴敷可申付旨、郡御奉行以覚書申渡之

この第一条は、葉藍と同様の生産及び流通把握であり、第二条は、自家において他人名義の藍玉を製造することを禁じているのだから、一つには徴税上の抜道を閉ざすことを目的とし、一つには藍玉生産者即ち藍師を、製造施設を有するものだけに限定し、零細な藍作人を藍師への路から閉め出そうとするものと解釈できよう。葉藍から藍玉を製造するには、葉藍を醱酵させて薬（すくも）を作るための寝床と称する設備が不可欠である。これは、大体五十坪から百坪程度の倉庫様の建物で、窓が多く、地床で水

の疎通を容易にするための特別設備を必要とするものであつて、⁽⁷⁵⁾ 零細な藍作人がこれを所有することは困難である。また、この藍製造過程は、長時日と熟練した技術とかなりの労働力とを必要とする。⁽⁷⁶⁾ この染に砂を混和させながら搗き固め、藍玉を造るのであるから、藍玉製造を自家で行うには相当の資本が必須である。この寝床を持たない藍作人は、寝床所有者に賃製造を依頼するよりほか、藍玉を製造しこれを販売する藍師となるべき方法はない。

ちなみに、文化五年の名東郡早渕村の、寝床所有状況を見るに、村の家数は合計二百二十七軒であり、そのうち居宅百十軒、大蔵十五軒、寝床八軒となつてゐる。そして居宅数が大体農戸数を示しているが、その百十戸のうちの三戸が寝床八軒を所有しているという。すなわち一村中玉師は三戸であり、そのうちの二戸で八軒中五軒を所有している。⁽⁷⁷⁾ 藩当局があえて彼ら零細な藍作人に、藍師に上昇する可能性を閉ざした理由を何に求むべきであろうか。藍作人—小藍師—大藍師という階層固定化が、藩当局の藍政策実行面において便宜であつたことはいまでもないが、それよりも、この時すでにかかる階層分化が進行し、大藍師の利益と藩当局の利益とが合致してゐたこと、大藍師がその利益のために階層の固定化を必要としたことが、先ずあげられなければならない。領外に広く販路を有する大藍師は、それを独占すること、荷受地の間屋と抗争すること、生産者を自己の支配下に置くことなどを、価格形成権の掌握のために必須とする。領国経済意識の洗礼を受けた藩は、正金銀獲得・領国再生産を媒介として、商品の

領外移出をその経済政策の主軸とし始める。藍に対する統制は、それ故、すべてこの藍玉移出の把握と、藍商保護とに帰着するといつて過言ではない。葉藍の統制も、目的は藍玉生産・流通の把握にあつたのであり、葉藍専売制などは、誤解に基く幻影にすぎないのである。

元文四年三月十八日の次の法令は、⁽⁷⁸⁾ 他国売の藍師統制への出発を示す。

「一市郷他国藍師共兼て人数相知有之候得共、近頃八年々趣により右商売筋にて無之者も一立限之売買仕由、此後新ニ売買可仕、尤、此已後右売買指止度者之義も同断ニ可申出候、若断をも不申出、内々にて藍玉仕義堅停止被仰付候、依之、只今迄他国売買仕来候者共之名書、所書とも帳面ニ記、急々可指出候(下略)」

大阪・江戸への阿波藍商の進出については、次章以下において詳述するが、その他の諸国へも、この時期すでに相当販路を求めて進出している。すなわち、享保十一年の備州藩の法令には、⁽⁷⁹⁾ 「御国中え売候藍玉、只今まで阿州之藍屋共方紺屋へ売、外より買候義一切停止にて云々」と、かなり以前よりの進出を推測せしめるし、元文元年、長州藩の萩において阿波藍玉売の宿屋をしていた者が阿波藍玉の直買を申請しているのもこの類であり、⁽⁸⁰⁾ 元文四年の法令の出された時期には、この傾向が一般化し、小藍師や、藍師以外の振売商人なども藍玉の他国売に手を出し始め、藩当局にとっては徴税と行着銀との脱漏が、大藍師たちにとっては

市場独占の破綻と販売競争の激化とが、それぞれ表面化してきていたものであろう。しかし藩当局のこれらの措置によつて、領外販売組織は大藍師を中核としてかなり固定し、独占の傾向を強め、その結果として、享保七年の大坂における上藍一俵代銀五七匁が、元文二年には一二匁七分となり、更に宝暦年中には一八五匁に騰貴している。⁽⁸¹⁾途中に文字銀の幣価下落があるが、それでもその割合をはるかに越えた騰貴であることに注目する必要がある。このように価格を騰貴させれば領内への正金銀流入は当然増大し、領内の好況と銀札の堅調をもたらさう。その場合いままでもなく貢租の収納は容易となり、増徴の可能性をも生じてくる。そのためには、一層販売組織を整備し、独占形態を強め、品質を向上させねばならない。そしてまた、そのためには藍師を統制し、濫売を防止する必要がある。藩の藍政策は以後この論理の上に立つて推し進められて行く。宝暦四年、玉師株を制定したのも勿論その具体化である。これは藍方役所より株札を渡し増減させない、藍玉行着銀は藍方で取立てる、寝床株貸借は一年限りで、寝床株を持たぬ玉師が藍玉を仕入れて売りに行くのは自由、⁽⁸²⁾というような内容をもつた制度である。この玉師株に冥加銀が徴収されたという証拠はないが、宝暦五年に御用銀が命ぜられてい⁽⁸³⁾る。これは藩当局が彼ら玉師たちを財源として認識し、彼らを保護育成しつつも、その収奪の対象とし始めたことを明らかに物語るものである。

享保末期からの藍政策の積極化の背景については、「阿波藩札考」において考察したごとく、藩財政の異常な窮乏が注目される。これに対処して年貢増徴・借知など、藩士と農民との犠牲によつて財政改革が行なわれてゆくが、藍を中心とする殖産興業・移出振興による正金銀流入策もその重要な一環であつたことはいうまでもない。「夫故御勝手御仕直し罷成候、乍然実とは下々ハ不自由ニ罷成申候」というように、藩財政の顕著な立直りに反して農民の窮乏は却つて激しくなつた。宝暦六年、名西郡において次のような廻文が作られ、麻植・名西・名東・板野の、藍作中心地ともいふべき四郡に流された。⁽⁸⁵⁾

「此度藍一卷願出に付廻文の事

一藍四歩相懸り式拾四五年に罷成候処、又々去ル戌年より玉師に被仰付、⁽⁸⁶⁾作人壹統困窮仕其上悪年に罷成御年貢等も相調かたく、両親妻子牛馬等も難育、惣作人共壹統申談仕候通来ル廿八日鮎喰村川原へ出合可申候(下略)

藩はこれを未然に探知し主謀者を捕縛したので一揆は挫折したが、この一揆を藍玉一揆又は葉藍専売制反対一揆とし、これによつて藩の専売制を中止せしめたとする説が広く行なわれている。その根源となつた大槻弘氏の「阿波藩の藩政改革」は、この一揆を重視し、詳細な分析を加えた結果、これを大藍師・小藍師・藍作人の共同戦線による惣百姓一揆であり、その主勢力は専売制度

の対象となつた藍作人であるとされた。氏のかくいう論拠は、庄屋や藍師をうちこわす事例が一件も起つていないこと、指導者が村役人であつたこと、庄屋が廻文を積極的に廻送したこと、主導者の嫌疑を受けて入牢した前庄屋が藍商であつたこと、廻文の追記に「人数行暮候節ハ玉師方可置筈」と書かれていたことなどである。史料の性質上その批判は困難だが、「阿波藍沿革史」によれば、「庄屋九郎兵衛及び郷士粟飯原某を襲つて全家を屠り」とあるような例も見られる。もともと本格的な一揆は未然に防止されたのだから、うちこわしが殆どなかつたのも当然で、管見にふれた限りでは、前記の庄屋と郷士のうちこわしが唯一のものである。指導者が村役人であることといつても、死刑になつた五人の主謀者のうちの一人のみが、五人組⁽⁸⁷⁾であるにすぎず、庄屋が廻文を積極的に廻送したというのは、少し誇張であつて、「大幸村正因寺へも、右の檄文回り来たりしに、折節住持は他行中にて、留守居の者より、同村の庄屋兵左衛門に相談せしに、兵右衛門は何の思慮も無く、其は速かに廻達ありて然る可しと指図せしにぞ云々⁽⁸⁸⁾」という文献もある。主導者の嫌疑を受けて入牢した前庄屋・藍商というのも、最初のうちは百姓を鎮撫しこれを郡所に注進していたが、下からの圧力によつて百姓の願書を給人に取りついで⁽⁸⁹⁾ことが罪に問われているのであるらしい。廻文の追記については、これをもつて玉師たちと諒解の上であるとすることは早計である。玉師たちが予めこれを承諾していたとしても、それが強迫の結果でない証拠はない。大槻氏の分析は甚だ魅力的であるが、

筆者はこれを惣百姓一揆であり、その上大藍師まで加担していたとすることには首肯しえない。廻文の主旨よりしても、一揆の要求が葉藍売買税と玉師株との撤廃にあることは明らかであり、藍師たちが殊に後者の撤廃に賛成する理由はない。大槻氏は、この一揆後、葉藍売買税と玉師株が廃止され、明和の改革でこれが再興されたことをもつて、今度はこれを藍師と藍作人との分裂策であるとされるが、玉師株には最初からその性格があつたのだから、宝暦六年の一揆の時に、それが表われないで、明和期になつて表面化したとするのは論理的ではない。まして廻文が玉師株の撤廃を謳つてゐることは、すでに藍作人と藍師とが階層分化してゐることを物語るものであり、その利害において階級的対立が顕在化してゐたことは、前述の通りである。

今一度、廻文に即して検討してみれば、その最も主たる動機は、玉師株によつて藍作人が困窮しているという点にあると思われる。すなわち、藍作人たちは藍師たちによつて葉藍を買叩かれているが、藍作人が玉師になりえない以上、葉藍価格形成の主導権は彼らの手には戻つてこない。しかも、大坂市場の藍玉価格は前にもふれたように騰貴してゐる。藍玉の製造さえ許されれば、葉藍を買叩かれる理由はない。これが藍作人の主張であるとすれば、藍師とその利害は全く相反しているといわねばならない。未然に挫折したからうちこわしは殆ど行われなかつたが、若し一揆が進行したら、藍師、就中、大藍師のうちこわしは必至であつたと思われる。そのような意味で、この一揆は、藍玉生産設備の所

有から分離させられ、単なる原料生産者あるいは賃労働者として資本支配下に置かれた藍作人たちの一揆としての性格を、強く持つているといふと考へる。

この一揆への藩当局の対応は、一揆直後、「宝曆六子冬、普請御奉行所の下役人出郷して、葉藍一万俵御買上に相成たり⁹⁰」といふのを最初とする。藍方役所の役人が買上に出郷していないことは、何を意味しているのか不明だが、これが一揆への対応として行なわれていることは、葉藍専売制が存在していなかつたことを証明するものといえよう。ましてや、専売反対一揆との見解が全く成立しえないことは瞭然であろう。翌七年三月、仕置家老より本締・郡奉行への申達⁹¹には、「南北村々困窮之趣(中略)近年ハ猶更飢御扶持方ハ勿論、拜借等之儀も時々御手当被仰付、並御年貢上納相滞候村々多有之候得共、田宅沽却申付儀も可成程は相控させ候」といひ、宝曆八年正月には、「惣て御年貢滞之義(中略)去年滞之義別紙之通村数石数とも過分之義」と述べて、年貢徴収の困難化を告白している。このような領内農民の窮乏は、藍作人をもその埒外に置かないことはいふまでもない。その上宝曆七年には吉野川沿岸に大洪水があり、宝曆八年五月、藍方奉行は「無抛痛ニて極々迷惑仕候者共之義ハ未進ニ持七年符ニ被召上候様に有御座度候」と述べ、今後は葉藍売買税は売買の折百姓より買入(藍師)の手に引置いて、藍師が藍玉積出の節に上納せしめれば滞納は生じないと上申し、仕置家老の裁可を得ている。このような措置が、どれ程一揆の成果であるか疑問であるといわねばなら

ない。売買税の未納分は年賦上納を許しても、以後の徴収は延納不可能な方法に更められる。そしてここでも藍作人と藍師との利害は相反する。藍師は藍作人の納入分を徴収しない限り、自己の責任においてその分をも納入しなければならないのだから。これは、当然、葉藍取引価格をその分だけでも引下げることにもなる。それ故この措置は藍作人救済策とはいひ難い。この時期に、藩当局が一揆によつてその藍政策の変更を余儀なくさせられていた証拠はない。だから、宝曆十年八月、藍方役所・葉藍売買税・玉師株が一挙に廃止されたのも、四年前の一揆の直接の成果であつたとは断じがたい。一揆をも含めて、年々ひどくなる藍作人の窮乏、藍作人の不振が、藩当局をしてこの変更⁹²に踏切らせたといふべきであろう。この時の法令に、「右ニ付ては藍作人共彼是勝手宜、下にて売買其外万端手都合宜、只今迄藍作不仕村々又ハ不捌にて藍作令中絶候村々も、此度之就被仰付、右作方相企可申事ニ候」とあるのは、藩当局が、従来の藍統制が藍作人にとつて桎梏となり、藍生産を減少させ、藍業の、ひいては領国の再生産を危くするものと認識したことを意味しよう。この藍作・藍玉生産自由化と同時に、藩当局は口銀を三割増にし、その徴収をより厳密にするよう指令し、その取立てを分一所から民間の請負に改めている。これは、生産自由化が藍作人に対する恩恵であるのに対して、藍師に対する収奪強化であることは明らかである。もつとも、玉師株の解放によつて藍作人たちも藍玉の小規模生産を行い、その相当部分は移出されたであろうから、この口銀増徴は特

に藍師のみの不利ともいえない。しかし、彼ら藍師にとつて何よりも不利であつたのは、玉師株の解放であつた。藩権力と藍師との共生関係は、その意味においてひとたびここに破棄されたと思ふなければならぬ。領国再生産が危殆に頻しているとき、藩は自らの主導権によつて推進されてきた、藍商との共生関係を基盤とする統制政策に、背を向けざるをえなかつたのである。

筆者は先きに、葉藍専売制を誤解による幻想と否定し去つた。

しかし、藩当局はより広い意味での専売制を企図していたのではないかと考える。すなわち、それは先きにもふれた、藩札を以て商品代金（正金銀）を手中にするという企図である。享保九年の江戸為替仕法が十五年の藩札解禁によつて、それに移行したことは疑えないし、十六年には大坂向けの諸商品に対して、藩札による荷為替仕法が行われた。⁹³⁾これは藩札による信用の造出であり、国産奨励の資金ともなる。しかし、阿波藩札はその専一的流通を確保することに失敗し、享保十九年、行着銀として藍玉一俵につき銀十匁の両替の線まで後退し、続いて領内の藩札と正金銀の取交通用を公認する。⁹⁴⁾藩にこれを余儀なくさせた最も主な原因は、藍商たちの手による正金銀流入とその両替拒否であろう。このようにしていつたん藩権力の統制の手を離れた正金銀は藩内の経済を支配し、領主経済はその中に埋没し、僅かに御用金・課税・利貸などによつてその分け前を得るに過ぎない状態となる。これは藍玉流通が全国市場と深く結びついたため、領国経済の枠を越え、藩権力による掌握を不可能にしたことを意味している。要す

るに正金銀流入が藩の専売制の企図を打碎いたのであり、換言すれば、大藍師の資本が藩権力に優越したことを意味しているのである。藩当局がもはや藍師との共生関係において主導権を握りえなくなつた時、両者の共生関係が破れても不思議はない。そして次に再びそれが必要となる時には、主導権は完全に藍師の手に移るのである。次章において江戸への阿波藍商の進出過程を明らかにし、大藍師の藩権力との関係の一面を描き出して見よう。

註

- (1) 西野嘉石衛門「阿波藍沿革史」後藤捷一・山川隆平「阿波藍譜 史話図説篇」大槻弘「阿波藩における藩政改革」(藩政改革の研究所収) 森泰博「大名領国における主穀と商品作物」(上智経済論集 八一三所収) 戸谷敏之「近世農業経営史論」吉永昭「国産会所仕法の成立と展開 その三」(相模女子大学紀要二四所収) 拙稿「阿波藩札考一—三」(史学三七—三、三八—一、二所収)
- (2) 吉永昭「藩専売制度の基盤と構造」(日本経済史大系近世下所収) 二二九頁
- (3) 森泰博 前掲論文
- (4) 「来亥年より御在国御在府惣御入目并諸上納銀々札夫々大綱積ヲ以指引書仕候覚」(文部省史料館蔵蜂須賀文書所収) 森泰博氏はこれを寛政三年とされているが、「蜂須賀家記」及び本史料の内容より見ると、明らかに安永八亥年である。
- (5) 戸谷敏之前掲書四〇〇—三四〇頁。後藤家史料による。

(6) 右書四二八頁。「御大典記念阿波藩民政資料」一七六一頁の「藍作肥造用」を修正したものである。

(7) 大槻弘前掲書一三〇頁

(8) 西野嘉右衛門前掲書三九頁

(9) 「阿波藩民政資料」六三九頁所収「葉藍相對売買歩銀上納御触写」

(10) 森泰博前掲論文。畠一反当りの出来藍玉を三俵、一俵代銀七〇匁と計算している。

(11) 蜂須賀文書所収「享保六丑年従公儀町歩人数御用ニ付御改御書上被遊候之覚」によれば、淡路を除き阿波一國では、田一一、八一八町、畠二〇、四三九町。「大日本租税志第一卷」によれば、明治十四年、田二三、三七一町、畠二五、七〇七町となつている。又、森氏前掲論文中の「阿波国十郡水田石高比率」岸本実「阿波における農民離村現象」(徳島大学学芸紀要九所収)の「阿波の水田率分布図」「阿波の葉藍栽培地域図」を参照すれば、北方七郡に畠が多く、山岳地帯を除いた畠作地域と藍作地域とが重なることが分る。

(12) 森泰博前掲論文四九頁

(13) 「藩法集三、徳島藩」六四五頁

(14) 西野嘉右衛門前掲書八一頁

(15) 右書三三六頁所収「藍方決算書」より集計。

(16) 大槻弘「阿波藩における近世村落の形成過程」(経済論叢七四ノ二所収) 沖野舜二「藍作農村の構造」(徳島大学学芸

紀要一四所収)

(17) 大槻弘氏は棟附帳作成(明暦期)以前の分には天正・慶長検地帳を使つて居られるが、これは竿を入れたものかどうか不明であるから、農村の階層構成を検出するためには不適当である。

(18) 沓家・小家については「徳島県史第三卷」九二―一〇頁に詳細に説明されている。

(19) 大槻弘「阿波藩における藩政改革」一二四頁

(20) 故林英一氏がタイプ印刷されたもの。

(21) 「藩法集三」五三六頁

(22) 「徳島県史第三卷」八四頁

(23) 納升については、宝月圭吾「中世量制史の研究」四二―三頁四五八頁、「阿波藩民政資料」七三五頁「京升覚書」参照。

(24) 沖野舜二「概説阿波史」一三四頁

(25) 「徳島県史第三卷」七〇・七一頁

(26) 「藩法集三」五三六頁

(27) 「阿波藩民政資料」四八五頁

(28) 森泰博前掲論文五五頁

(29) 「阿波藩民政資料」四九四頁

(30) 「御大典記念阿波藩民政資料」一七六六頁「御國中藍作見分記録」所収

(31) 「徳島県史第三卷」六八・九頁

(32) 右書七〇頁

- (33) 「藩法集三」五三六頁
- (34) 「御大典記念阿波藩民政資料」一一〇〇頁
- (35) 蜂須賀文書所収「享保十五戌年分御兩國御蔵入高并諸士二被下地方高之寛」
- (36) 「御大典記念阿波藩民政資料」一〇九三頁。訂正引用。
- (37) この「府県史料」の数字は明治十三年全国農産表の数字と同一だが、全国農産表の数字は誤謬多く信頼できない。藍玉生産量より推考しても三百万貫以上あつた筈である。「阿波藍譜史話図説篇」所収「全国農産表」「府県物産表」等の諸統計及び「日本農業発達史第十卷」所収「明治十年全国農産表」参照。
- (38) 「御大典記念阿波藩民政資料」一七七三頁「藍玉諸入費大綱積」より。
- (39) 右書一八九九頁
- (40) 「阿波藍譜史話図説篇」七二頁に、この史料を使つて、葉藍三九〇貫目で藍玉一、二〇〇貫目を製すると解しているが、これは上中下各級品を積算した誤りであろう。
- (41) 右書七二頁
- (42) 森泰博前掲論文五一頁
- (43) 西野嘉右衛門前掲書三五八頁
- (44) 井内弘文「明治維新における阿波藍業の制度改革の意義」(歴史評論三三三所収)
- (45) 大槻弘前掲書
- (46) 「日本農業発達史第十卷」所収「明治十年全国農産表・郡別普通特有農産表」参照。安沢秀一「寛政期における徳島藩の農業と水産業(上)」(経済学論集七一、二合併号所収)に、品目別各郡百分比があり、米・糯米については阿波十郡のうち、名西・麻植・阿波・美馬・三好各郡は1.97.3.9%を占めるにすぎないことが示されている。
- (47) 「藩法集三」四八五頁
- (48) 右書四八二頁
- (49) 右書四八四頁
- (50) 「森家古書旧記」(阿波藍沿革史所収)
- (51) 「御大典記念阿波藩民政資料」一八七四頁
- (52) 「阿淡年表秘録」(徳島県史料第一卷)寛永十年の項参照。
- (53) 「統藩署紀聞」(阿波藩民政資料所収)
- (55) 「藩法集三」所収。
- (56) 「阿淡年表秘録」元禄十三年の項参照。
- (57) 「藩法集三」四三八―四四六頁
- (58) 右書六三四頁
- (59) 三木文庫蔵。これは「元居書抜、藍方」の史料と重複しているものが多いが、「藍方」にないものも含まれている。
- (60) 堀江保蔵・堀江英一・大槻弘・森泰博の諸氏をはじめ、阿波藍に論及する人の大部分は専売説をとっている。
- (61) 松好貞夫「大阪の阿波藍問屋と蔵屋敷の統制」(経済史研究二〇所収)

(62) 井口貞夫「阿波藩に於ける藍肥料の統制」(帝国農会報二二四所収)

(63) 沖野舜二「阿波藍専売制度の性格」(社会科教育歴史地理研究論集五所収)

(64) 後藤捷一「藍」(産業史Ⅱ所収)三二四頁

(65) 「阿波藩民政資料」八九七頁

(66) 右書 九〇二頁

(67) 右書 八九八頁

(68) 右書 八九九頁

(69) 安岡重明「日本封建經濟政策史論」三二頁

(70) この誤りもかなり一般的で、「阿波藍譜史話図説篇」、吉永昭「国産会所仕法の成立と展開その三」もこの見解をとっている。

(71) 拙稿「阿波藩札考(二)」(史学三八一)一三五頁

(72) 堀江保蔵「我国近世の専売制度」三五頁にいう間接的購買独占の一変型であろう。

(73) 「藩法集三」六三五頁

(74) 「元文五年七月十日御國中藍作見分有之村々貫目次第」(御大典記念阿波藩民政資料一七三七頁)。沖野舜二氏はこれをもつて葉藍品位の格付の完成といわれるが、生産力の調査である。氏はこれを以て専売制度の成立とされる。

(75) 「阿波藍譜史話図説篇」六一頁

(76) 右書 六三一五頁

封建権力の商品統制(上)

(77) 井内弘文前掲論文所収「棟附就御改家引帳」より。

(78) 「藩法集三」六三六頁

(79) 「藩法集一 岡山藩上」四三三頁

(80) 関順也「藩政改革と明治維新」三三頁

(81) 西野嘉右衛門前掲書四八頁

(82) 森泰博「阿波藩の流通統制年表」(上智經濟論集八一)

(83) 「藩法集三」六三七頁

(84) 蜂須賀文書所収「長谷川貞幹上書」(仮題)

(85) 大槻弘前掲書所収。

(86) 「阿波藍沿革史」では「玉株御取立被仰付」となっている。

(87) 小室信介編、林基校訂「東洋民権百家伝」一八〇頁。阿波では五人組というのは、組頭級の百姓五人のことである。

(88) 右書一六八頁

(89) 右書一六五・一六九・一七二・一八六頁

(90) 西野嘉右衛門前掲書五二頁所収「阿波藍考証」より。

(91) 「藩法集三」八六八頁

(92) 右書六三七頁

(93) 拙稿「阿波藩札考(二)」一三五頁

(94) 右稿一三六頁

(五五七) 一一三